

公共施設等における内装木質化の目標値の設定

目 標 値

県が施工する公共建築物における内装について、木質化が可能な床や壁等においては、下表のとおり目標を定め、木質化を推進することとする。

区分	木質化の目標	摘要
床	・公営住宅等は、住戸専用面積の7割以上 ・公営住宅等以外は、延床面積の4割以上	畳敷きは木質として計上
壁	・公営住宅等は、住戸専用面積の7割以上 ・公営住宅等以外は、延床面積の2割以上又は、壁面積の3割以上	

但し、内装制限などの各種法令等により内装木質化が制限される場合は、この限りでない。

(参考)

- ① 公営住宅等とは、公営住宅と共済住宅、職員住宅をいう。
- ② 木質化が可能な床や壁とは、各種法令等の制限がなく、また使用方法等も木質化が可能と判断される床、壁をいう。

1 木質化の目標値の設定の目的

構造上の制約、関係法令、建設及び管理コスト等により木造化できない施設について、今後一層の内装木質を推進するため、「公共施設の木材使用量目標値」を設定する。

2 目標値の基本的な考え方

- ・ 目標値は「公共施設等木材利用推進方針」とは別に、公共施設建設時の努力目標とする。
- ・ 目標値は非木造施設の内装木質化の目標とする。

「鹿児島県公共建築物木造化基準」の策定

1 策定の目的

県が整備する公共施設等の木造化・木質化を今後、より一層推進するため、建物の用途別に木造化の基準を定める。

2 策定に当たっての基本的な考え方

- ・ 基本的に現行の建築基準法において、木造化が可能なものは、木造とすることとし、建築物の用途及び規模別に基準として策定
- ・ 但し、防災・保安、建設コスト等の事情により木造化が困難なものについては、この限りでない。

3 基準の取扱いについて

県施工工事について適用

鹿児島県公共建築物木造化基準

建築物の用途	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）		建築可能範囲の設定
	1,000㎡以下	1,000㎡～3,000㎡	
庁舎・研修所 交番・駐在所	3階建以下は木造とする		
学 校	2階建以下は木造とする	2階建以下は木造（2,000㎡以上は準耐火建築物）とする	防火・準防火地域以外
体育館	平屋建は木造とする	平屋建以下は木造（2,000㎡以上は準耐火建築物）とする	防火・準防火地域以外
文化施設（図書館、美術館）	2階建以下は木造とする	2階建以下は木造（2,000㎡以上は準耐火建築物）とする	防火・準防火地域以外
集会場	2階建以下で客席が200㎡未満は木造とする		準防火地域、その他地域
病 院 入院施設 有 無	2階建以下は木造（2階部分が300㎡以上は準耐火建築物）とする		準防火地域、その他地域
	2階建以下は木造とする		
社会福祉施設 （児童福祉施設）	法令の範囲内で可能なものは木造とする		準防火地域、その他地域
県営住宅 職員住宅	3階建以下は木造（ただし、2階部分が300㎡以上の場合は準耐火建築物とし、3階部分は床面積に関係なく準耐火建築物とする）		準防火地域、その他地域
宿泊施設	2階建以下は木造（2階部分が300㎡以上は準耐火建築物）とする		準防火地域、その他地域
展示場 物品販売所 観光施設	2階建以下は木造（2階部分が500㎡以上は準耐火建築物）とする		準防火地域、その他地域
試験研究 機関	管理棟	3階建以下は木造とする	
	研究棟	研究内容により判断し、可能なものは木造とする	
倉庫	2階建以下は木造（1,500㎡以上は準耐火建築物）とする		準防火地域、その他地域

※①上記以外の施設でも積極的に木造化を検討する。

②特殊な目的を有する建築物はこの限りでない。（防災拠点施設等）

③防火地域及び準防火地域（法22条地域）において木造化が困難とされる建築物についてはこの限りでない。

④木造化すべき建築物であっても、防災・保安上及び建設コスト等の理由から木造が困難な場合はこの限りでない。この場合でも木造と他工法の混構造を検討する。

⑤非木造施設であっても内装は、可能な限り木質とする。

「認証かごしま材」について

鹿児島県林材協会連合会では、建築用材として高品質な県産材の安定供給を目的として、「かごしま材認証協議会」を設置し、「認証かごしま材」に関して、県内の製材工場に対する生産指導や利用推進のための普及啓発活動を行っています。



「認証かごしま材」とは？

- 県内で育成加工された木材の中から、品目ごとに日本農林規格(JAS)に準じた品質(寸法や乾燥など)を満足する製材品を「認証かごしま材」といいます。認証かごしま材には、下図のようなラベルが貼り付けられています。

「認証かごしま材」の品目

針葉樹の構造用の製材及び集成材
(柱材、梁材、桁材など)
針葉樹の造作材(壁板類)、下地材
県内産材によるフローリング



「認証かごしま材」を生産する工場 (認証工場)

- 協議会では、製材工場からの申請を受けて審査を行い、認証かごしま材の生産に必要な体制が整っている工場を「かごしま材生産工場」として認証しています。(「認証工場」と呼んでいます。)
認証工場は、原木の産地証明書と品質証明書を添えて出荷するので、県内産材であることが容易に確認でき、安心して製材品を納入することができます。

「認証かごしま材」の注文について

「認証かごしま材」を購入したい方は、「認証工場」か「かごしま材取扱店」で取り扱っていますのでお近くの取扱店等にお問い合わせください。

「認証工場」については、鹿児島県林材協会連合会において、「かごしま材取扱店」については、県木造住宅推進協議会において公表しています。

○県林材協会連合会

TEL 099(260)5356 かごしま木材ネット(<http://www.k-wood.com/>)

○県木造住宅推進協議会

TEL 099(224)4539 (財)県住宅・建築総合センターHP (<http://www.kjc.or.jp/>)

【参考資料】

- 1) 木のやくわり
- 2) (社) 全国林業改良普及協会：森林・林業・木材産業 そこが知りたい 2002
平成14年度版
- 3) (財) 日本総合情報センター：人と環境にやさしい木のはなし

木を使った快適空間 「木造公共施設等事例集」

編集・発行 鹿児島県林務水産部林業振興課

〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1

お問い合わせ 林業振興課木材振興係

TEL 099-286-3366 FAX 099-286-5609

e-mail mokuzai@pref.kagoshima.lg.jp

<http://www.pref.kagoshima.jp/home/rinshinka/rinshin/>